

一般・産業廃棄物（放射性廃棄物以外）の削減とリサイクルの推進

研究開発及び施設運転等に伴って発生する一般・産業廃棄物については、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努めています。

取組状況

原子力機構では、廃棄物処理法などに基づき廃棄物の発生抑制、分別の徹底、資源の循環的な利用、適切な処分に取り組んでいます。

2014年度の廃棄物の低減について、分別回収の取組が進み、9拠点等で有価物約1,100 t（金属類約750 t、古紙約330 t）（前年度：約2,000 t（金属類約1,700 t、古紙約310 t））を回収できました。2014年度は、2013年度と比較して施設の撤去工事等が減少したため、金属類の有価物が大きく減少しました。

次に、2014年度の一般廃棄物、産業廃棄物の総発生量は約1,100 t（前年度：約1,400 t）でした。

なお、廃棄物自体についても、分別回収により約180 t（前年度：約190 t）を再生利用として搬出しました。

主な再生利用量としては、一般廃棄物は約140 t（前年度：約170 t）で、古紙（コピー用紙、雑誌類、段ボール紙等）、金属類、プラスチック類などがありました。産業廃棄物は約32 t（前年度：約21 t）で、これは主に金属類でした。金属類全体の有価物も含めたリサイクル率は約88%でした（前年度：約92%）。

なお、古紙の再生量と古紙の有価物払出し量の合計は、前年度比で約108%に増加し、金属等を含む有価物全体の払出しは前年度比で約53%に減少しています。金属類のリサイクルのうち、有価物の割合は約97%でした。

廃棄物の種類別発生量、再生資源量（2014年度）

廃棄物の種類	発生量 (t)* ¹	再生資源量 (t)
一般廃棄物	約 350 * ² (約 360)	約 140; 古紙、その他 (約 170)
特別管理 一般廃棄物	0 (0)	-
産業廃棄物	約 690 (約 1,000)	約 32; 金属等 (約 21)
特別管理 産業廃棄物	約 62 (約 130)	-
合 計	約 1,100 (約 1,400)	約 180 (約 190)

* 1 表中の () 内は前年度の実績を示します。

* 2 一部、各市町村の清掃センターへの払い出し量は除きます。

一般廃棄物の管理

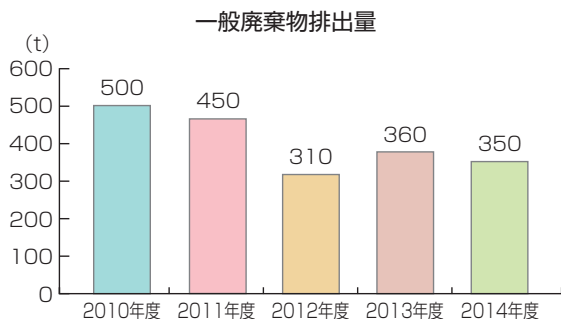
一般廃棄物¹⁾は、各市町村の清掃センター又は業者へ処理を委託するとともに、一部拠点では焼却処理を行い、廃棄物の減量化に取り組んでいます。

その結果、一般廃棄物は再生利用を含めると約350 t（全廃棄物量の約32%）（前年度：約360 t）、特別管理一般廃棄物²⁾はありませんでした。

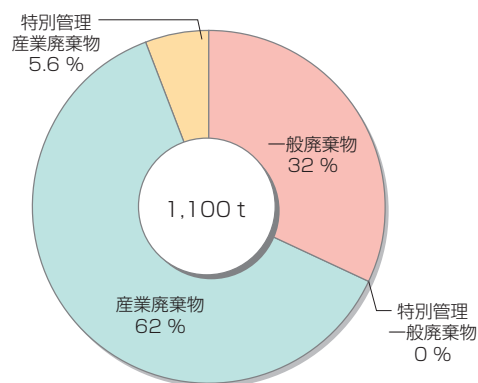
一般廃棄物の再生利用については、全拠点等で推進しました。その結果、古紙約73 t（前年度：約58 t）、金属類約1.5 t（前年度：約0.79 t）、プラスチック類約12 t（前年度：約10 t）、その他約58 t（前年度：約100 t）の計約140 t（前年度：約170 t）を回収することができました。

一般廃棄物排出量の削減に取り組んできた結果、2010年度に対し、7割程度に減少できました。

今後とも、各拠点において、一般廃棄物の発生抑制と再生利用を推進していきます。



廃棄物の種類別割合（2014年度）



1) 一般廃棄物：本報告書では、非放射性廃棄物のうち産業廃棄物を除く廃棄物を一般廃棄物としています。家庭、オフィスから出る廃棄物と同様のものです。

2) 特別管理一般廃棄物：一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある性状のもので、適正な分別、保管を行い、処理を外部に委託しています。

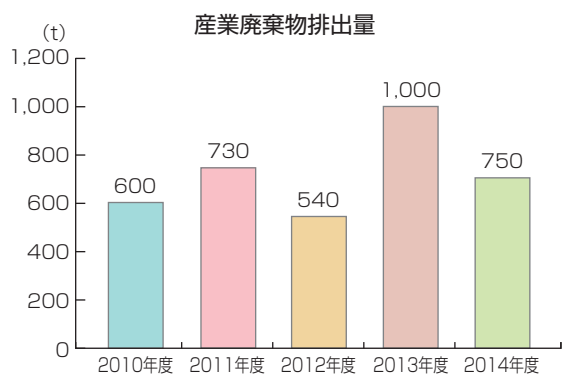
産業廃棄物の管理

産業廃棄物³⁾は委託処理をしており、委託業者の許可証の確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による適正処理の確認等を行っています。

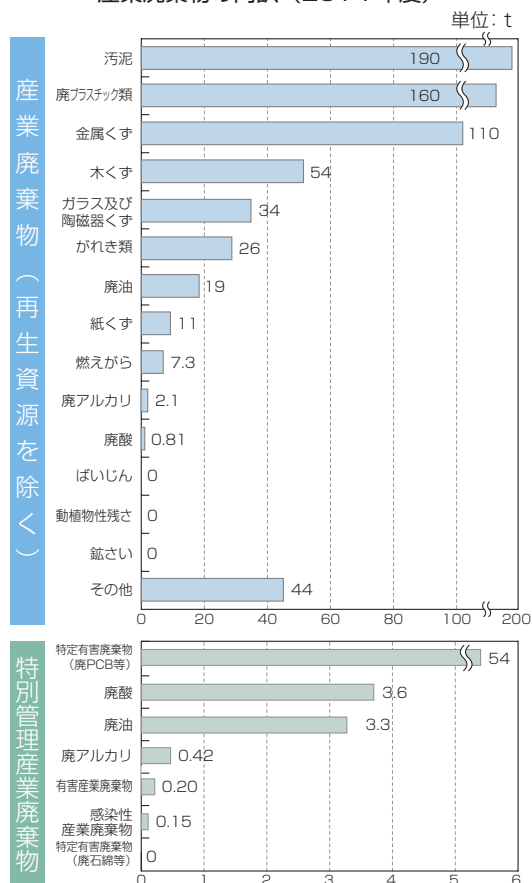
その結果、産業廃棄物は約 750t（全廃棄物量の約 68%）（前年度：約 1,000 t）、そのうち特別管理産業廃棄物⁴⁾は約 62 t（全廃棄物量の約 5.6 %）（前年度：約 130 t）であり、金属等の再生資源量として約 22 t（前年度：約 20 t）を回収しました。2014 年度は、2013 年度と比較して施設の撤去工事等が減少したため、金属くずやがれき類が減少しました。

なお、2014 年度にはマニフェストを 601 枚（前年度：772 枚）発行しました。これらは、発行後期限内に回収できるように管理しています。

産業廃棄物は施設設備の解体撤去などにより年によって増減しますが、今後とも、継続して再生利用に努めていきます。



産業廃棄物の内訳（2014 年度）



建設資材のリサイクル

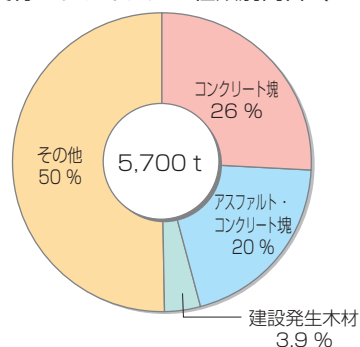
建設リサイクル法⁵⁾では、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

また、発注者には分別解体等の計画等を都道府県知事へ届け出ることを義務付けています。

発注者である原子力機構では、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めています。

原子力機構における施設の建設・解体・改造に伴う建設リサイクル量は、特定建設資材であるコンクリート塊が約 1,500 t（前年度：約 12,000 t）、アスファルト・コンクリート塊が約 1,100 t（前年度：約 1,400 t）、建設発生木材が約 220 t（前年度：約 130 t）、その他が約 2,800 t（前年度：約 1,400 t）で合計約 5,700 t（前年度：約 15,000 t）でした。

建設資材のリサイクルの種類別割合（2014 年度）



3) 産業廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970 年 12 月 25 日 法律第 137 号）で定められた事業に伴い発生する廃棄物は、再資源化を含めて適正な分別、保管を行い、処理を外部に委託しています。

4) 特別管理産業廃棄物：廃棄物処理法で定められた産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康、生活環境に被害を生ずるおそれのある性状のもので、適正な分別、保管を行い、処理を外部に委託しています。

5) 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（2000 年 5 月 31 日 法律第 104 号）